

宮城県村田高等学校（食堂・売店）設置事業者募集要項

宮城県村田高等学校において、生徒の福利厚生のための食堂・売店（自動販売機を含む）設置事業者を募るものとする。

1 公募物件の概要

所在地：柴田郡村田町大字村田字金谷 1 番地内

名 称：宮城県村田高等学校

場 所：生徒会館 1 階食堂，厨房，管理室	建物計	72.90 m ²
生徒会館南側	土地計	7.00 m ²

2 公募条件等

（1）使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、申請許可手続き完了後から令和 8 年 3 月 31 日までとします。
（その後の期間は、再度申請をすることにより更新することができます。）

② 使用料

免除とします。

- ・ 財産の交換、譲与等に関する条例 第 8 条
- ・ 公有財産規則 第 20 条
- ・ 公有財産事務取扱要領 第 25 条
- ・ 教育財産管理規則 第 7 条の 12，第 11 条
- ・ 教育財産事務取扱要領 第 3 条

③ その他必要経費等

物件の維持管理のため通常必要とする経費のほか、物件に附帯する電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費を負担していただきます。

（2）使用上の制限

使用許可期間中は次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、光熱水費使用料等を指定する期日までに確実に納付すること。
- ② 物件を他の者に転貸し、又は担保に供することはできません。

（3）管理運営等

- ① 運営については、「宮城県村田高等学校生徒会館における教育財産の目的外使用許可に伴う物件の管理運営に関する細則」によります。
- ② 本校から貸与できる物品は、別表のとおりとする。

(4) 使用許可の取消し

許可条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

(5) 原状回復

事業者は、使用期間が終了又は上記2の(4)により許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を請求することができません。

3 参考データ

生徒・職員数（令和7年5月1日現在）

生徒数149人、職員数（常勤）40人 計189人

4 応募申込方法等

(1) 申込方法

<郵送する場合>

受付期間：令和7年6月2日（月）～ 令和7年6月30日（月）必着

送付先：〒989-1305

宮城県柴田郡村田町大字村田字金谷1番地

宮城県村田高等学校 事務室 宛

<持参する場合>

受付期間：令和7年6月2日（月）～ 令和7年6月30日（月）

午前8時45分～午後4時45分まで

※ なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先：宮城県柴田郡村田町大字村田字金谷1番地

宮城県村田高等学校 事務室 （担当：太田）

(2) 申込に必要な書類

企画提案書（様式第1～6号）

(3) 施設の見学

公募物件施設について、事前の見学を希望する場合は、以下9に記載の担当者に電話連絡し日程調整してください。

5 事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、本校の要望を最も満たしている事業者に決定します。

事業者の決定は、令和7年7月2日（水）の予定です。事業者の決定後、応募者に決定した事業者名を書面により通知するとともに、本校ホームページにも掲載します。

6 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年7月9日(水)までに、次の書類を提出願います。

- (1) 教育財産使用許可申請書
- (2) 確約書
- (3) 主要品目販売価格表
- (4) 販売従事者名簿
- (5) 物品借用証書

7 事業者の決定の取消し

正当な理由なくして指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合は、事業者としての決定を取り消します。

8 その他

使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、事業者の負担となります。

9 問合せ

宮城県柴田郡村田町大字村田字金谷1番地

宮城県村田高等学校 事務室 (担当:太田)

電話:0224-83-2275

Fax:0224-83-2276